

勝高コラム「ひびきは空に～まこと真・誠・信～」

3月1日、第70回勝山高等学校卒業式が挙行政され、127名に卒業証書が授与されました。卒業後、それぞれ進む道は異なりますが、本校で学んだことを糧に活躍されることを期待します。



部活動でも勝山高校の生徒が活躍しています。国民体育大会冬季大会スキー競技女子リレーでは、黒田さんと山内さんが見事「8位入賞」に貢献しました。また女子バドミントン部は、3月24日(出)から開催される全国高等学校選抜大会に出場します。「選抜大会では、雰囲気には圧倒されないように、勝山高校のチーム力を武器に一戦一戦勝ち進んでいきたいです。応援よろしくお祈りします。」(主将小倉亜友さん)



今年の大雪は、交通機関の麻痺や休校など、受験生に大きな影響を与えました。本校では、電話やメールを使って指導したり、特別課外や個別指導を充実させたりするなどの対応を行いました。

国公立大学の個別試験は3月12日(月)に全日程を終え、合格発表は前期は3月上旬、後期は3月下旬に行われます。

☆現在の進路状況(2月21日現在)

- 国公立大11名(新潟大1名、富山大2名、金沢大1名、福井大1名、福井県立大3名、敦賀市立看護大1名、滋賀大1名、長野大1名)
- 私立大学82名(福井医療大、福井工業大、仁愛大、金沢工業大、立命館大、関西大、関西学院大、京都産業大、近畿大、甲南大、龍谷大、京都女子大、中京大、名古屋外国語大、日本福祉大など)

◎ 学校教育課(教育会館2階)
☎ 88・8112



グローバルな人材育成を目指す
勝山市の英語教育

英語教育強化地域

国は、教育改革の重要な柱の一つにグローバル人材の育成を掲げ、その一環として小学校3年生からの英語教育を2020年度にスタートするとしています。

勝山市は、2014年度から、北信越地域で唯一の「英語教育強化地域」の指定を受け、小学校3年生からの英語教育を先行実施しています。文科科学省からは、「全国の指定地域のなかでも、勝山市の取り組みが大変優れている」との高い評価をいただいています。

グローバル化が進化するなか、市の教育委員会では、小・中・高の英語教育を充実させ、次代を担う子どもたちの国際的な視野を豊かにし、コミュニケーション能力の向上に努めています。

今後も更なる充実を図り、「勝山市の英語教育」として定着させたいと考えています。

先進的な授業を学びに
全国各地の教員が授業参観

2月28日、市内の小学校6校で英語の公開授業が行われました。国が実施する「小学校における外国語教育指導者養成研修」の一環で、全国各地から約180人の先生が各学校で実施されている先進的な授業を参観しました。

授業は、自分の伝えたいことを英語で伝えられるように、話すことを中心に進められ、子どもたちも、明るく楽しく学んでいました。参加した全国の先生方からは、「様に「とてもすばらしい」と感想をいただきました。

4月1日(日)から中学3年生までの医療費が「窓口無料」になります!

勝山市子ども医療費助成の制度の改正に伴い、保険が適用される診療に関しては窓口無料(一部負担金の無料化)で診療を受けられるようになります。(これまでは、受診月の約2か月後に一部負担金を返還)

対象▶0歳～中学3年生

※母子父子家庭等医療費や重度障害児(者)医療費の対象のお子さんも含まれます

開始時期▶4月1日(日)から

利用方法▶新しい受給者証と健康保険証を医療機関などの窓口にご提示ください
※対象の方には、3月中に新しい「子ども医療費助成受給者証」を送付します



以下の場合には窓口無料になりませんので、ご注意ください。

- 1 子ども医療費助成受給者証を医療機関などの窓口にご提示しなかったとき
 - 2 県外の医療機関などを受診したとき
 - 3 窓口無料化に対応していない県内の医療機関などを受診したとき
 - 4 健康保険が適用されないとき(第三者から被った交通事故などにかかる医療費など)
 - 5 学校や保育所での怪我等、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるとき
- ※1～3または5で災害給付の対象とならなかった場合、お支払いいただいた医療費(一部負担金)を返還します。領収書・印鑑・受給者証を持って福祉・児童課窓口にて手続きを行ってください

☎ 福祉・児童課(すこやか内) ☎ 87-0777

20歳以上の学生の方へ

学生納付特例の申請をお忘れなく!

年金

■学生納付特例制度(学特)とは

学生で本人の前年所得が基準以下の場合、申請により在学期間中の保険料が猶予(先送り)される制度です。

本制度を受けた期間は受給資格期間に算入されるため、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格を得ることができます。

■平成30年度分の学特の受付

4月より平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)の学生納付特例の申請受付が始まります。

申請に必要な物▶年金手帳(お持ちの方)、印鑑、学生証のコピー(有効期限記載面まで)または在学証明書(原本)、マイナンバーがわかるもの、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

申請場所▶市民課または福井年金事務所
その他▶過去2年(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼって申請ができます

☎ 市民課(市役所1階) ☎ 88-8102

■平成29年度に学生納付特例制度を受けている方

日本年金機構より、学生納付特例制度更新ハガキが4月上旬頃に郵送されます。必要事項ご記入の上、期限までにポストへ投函してください。また、平成30年2月中旬以降に承認された方についてはハガキの郵送時期が5月以降となりますが、この場合は更新のハガキを待たずに、4月中に前もって新年度分の申請用紙を提出していただいても構いません。

過去に学生納付特例制度を受けた方

老齢基礎年金の金額を計算するとき、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低くなります。

福井年金事務所 ☎ 0776-23-4516